

令和8年度 神納小学校いじめ防止基本方針

※ 赤字は、令和8年4月1日付改定箇所

当校は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」とする）の第13条により「神納小学校いじめ防止基本方針」を、以下のとおり定める。

法第22条に定める「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」は、「問題行動・いじめ不登校対策委員会」（以下「当組織」とする）とする。当組織は必要に応じ外部専門家（心理や福祉の専門知識を有する者）等の参加を依頼する。

当組織を中核とし、いじめの防止等の対策のための措置及び、重大事態への対処を以下のとおり行う。

【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

1 いじめの防止について（未然防止のための取組）

- (1) いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- (2) 未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行うことが必要であるため、学校生活全体を通して行う。
- (3) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係、そのような学級・学校風土をつくる。
- (4) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うことに心掛ける。

【いじめ防止行動計画】

- (1) 「神納小学校いじめ防止基本方針」の職員共通理解、保護者・児童への説明・・・4月
- (2) 友人関係、集団づくり、社会性の育成
 - ・道徳 ⇒ 人権教育、同和教育を視点とした授業の実施 思いやりの心、生命尊重を学ぶ授業の充実
 - ・特別活動 ・学校行事 ・クラブ活動 ・課外活動 ・縦割班活動 ・構成的グループエンカウンター
 - ・郷育・キャリア教育 ・小中連携事業 ・PTA活動 ・子どもを語る会 それぞれの計画により実施
- (3) 授業改善による児童が主役の授業（学び合いを核とした授業）づくり
 - ＜校内研修の充実＞・・・通年
- (4) 「SOSの出し方に関する教育」「自殺予防教育」を年間指導計画に組み込み、児童がSOSを出しやすい環境の整備と教育相談の充実・・・通年
- (5) いじめ見逃しゼロスクール集会（小中連携事業）・・・それぞれの計画により実施
- (6) 「いじめ対応記録カード」の積極的活用（当該児童が卒業するまで。校長室保管庫に保存）

2 早期発見について（いじめの兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て）

- (1) いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われていることを自覚する。
- (2) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、児童の様子を丁寧に見取ったり、児童に確かめたりする等、早い段階からの的確に関わりをもつ。ほんの少しの違和感であっても「いじめ対応記録カード」に記入、当組織に報告し、積極的な認知に努める。
- (3) 全教職員が日ごろから児童の観察や信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (4) 定期的なアンケート調査や教育相談等の実施、「いじめ見逃しゼロスクール集会」の実施などにより、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (5) インターネットやスマートフォン等を介して行われるいじめやいじめ類似行為等に対しては、Q-U調査や教育相談を活用したり、市のいじめ問題対策担当窓口等と連携したりして、早期発見に努める。また、家庭の理解や協力が不可欠なため、保護者へのネット被害についての啓発活動やネットトラブルの事例提供等を行う。
- (6) いじめ相談の窓口は教頭とし、全校児童及び保護者・地域に周知する。

3 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処）

- (1) いじめの疑いを発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに当組織を中心に組織的に対応し、被害児童やいじめを知らせてきた児童を徹底して守り通す。
- (2) 加害児童に対しては、毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、当該児童が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちをもたせ、再発防止に向けて継続的に指導・支援する。
- (3) いじめの対応について、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。
- (4) いじめが解消されたかどうかは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること、②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの二つの要件が満たされている必要がある。いじめを受けた児童本人及び保護者に面談等で確認したり、日常の様子を観察したりする等して判断する。
- (5) 学校運営協議会やPTA等を活用し、いじめの問題等、学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組づくりを推進する。

【早期発見行動計画】

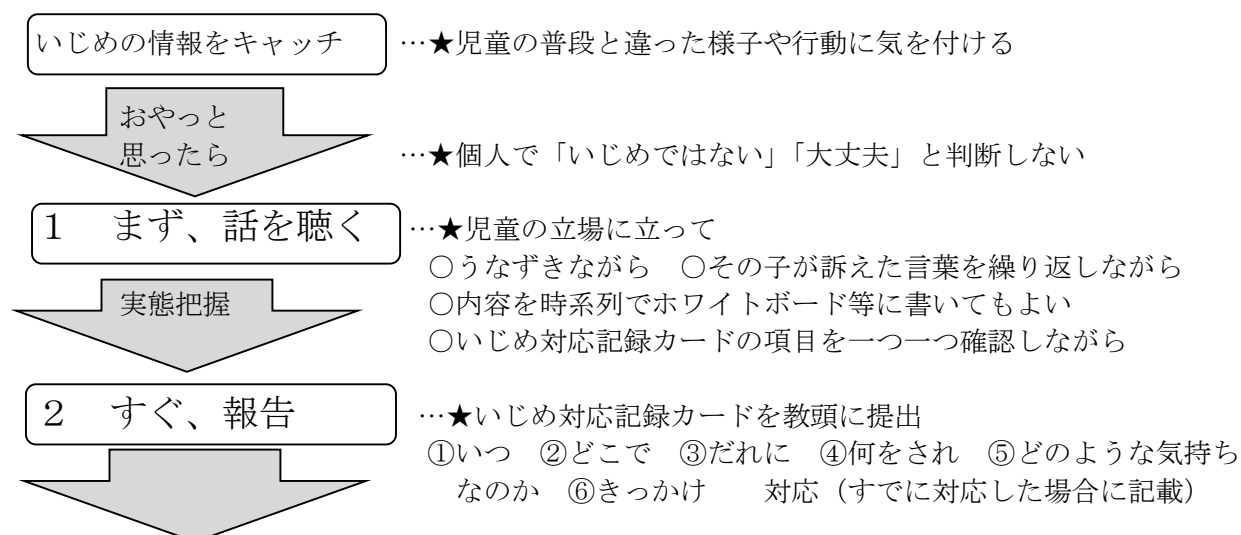
- (1) 学校生活全体を通して、子どもに寄り添う指導を心掛け、児童観察を通じた早期発見への取組
※いじめに関する情報を、問題行動・いじめ不登校対策委員会に確実に報告・・・**通年**
- (2) 保護者と信頼関係を深め、情報の収集を通じた早期発見への取組(家庭訪問、個別懇談、**連絡帳**、電話連絡、「子どもと共に1・2・3運動」)・・・**通年**
- (3) アンケート調査の実施(学校生活アンケート年3回。保存期間は最低でも当該児童が卒業するまでとする。(校長室保管庫に保存)(保護者アンケート7・12月)・・・**適時**
- (4) 教育相談の実施(年3回の学校生活アンケート後に、**全員と実施**)・・・**適時**
- (5) いじめ見逃しゼロスクール活動の集会に向けた取組の実施(小中連携事業)・・・**各計画により実施**
- (6) 児童に対する、「24時間いじめ相談ダイヤル」の周知

【いじめ措置行動計画】(市教委の指導・支援のもとで対応)

- (1) いじめの事実確認 問題行動・いじめ不登校対策委員会の開催
- (2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援
- (3) いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われる等、学校や教育委員会の指導だけでは困難な場合は、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、**法務局**等)と連携
- (5) 一般児童及び保護者等への対応
- (6) 学校評議員やPTA等を活用した、いじめの問題など学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組づくりの推進

【初期対応の基本と組織的ないじめ対応の流れ】

㊷最悪を想定して ㊸慎重に ㊹素早く ㊺誠意をもって ㊻組織で対応



問題行動・いじめ不登校対策委員会

★校長・教頭・教務主任・生活指導主任・担任・養護教諭 等 で構成する。

必要に応じて、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）警察、民生児童委員、家庭相談員、学校医 等

3 方針決定(管理職)

4 情報を集め組織的に共有

- 教職員、児童、保護者、地域等から情報を集約

5 指導・支援体制の組織

- 校長のリーダーシップのもと、指導・支援体制を組む。

6 B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童の家庭に連絡(訪問)し事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

6 A 児童生徒への指導・支援を行う

- 被害児童にとって信頼できる人（友人や教員、家族、地域の方々等）と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから徹底的に守り通す。
- 加害児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあったとしてもいじめに向かわせない力を育む。
- 観衆・傍観者には、自分の問題としてとらえさせるとともに、直接いじめを止められなくても、誰かに知らせるように伝える。

4 重大事態への対処（設置者の指導・支援のもとで対応）

- (1) 法第 28 条における「重大事態（「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（**生命心身財産重大事態**）」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間 30 日を目安とするが、児童が一定期間、連続で欠席している場合も含む）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（**不登校重大事態**）」と疑われる事案が発生した場合、直ちに村上市教育委員会へ報告し、調査を開始する。
- (2) 被害児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立があったときは、重大事態が発生したものとして、市教委へ報告し、調査を開始する。
- (3) 調査については、市教委の支援や指導を受け、当組織を母体とし、適切な方法により行う。いじめられた児童から聞き取りする場合、いじめられた児童を守ることを最優先として調査を行う。また、児童の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習の支援等を行う。
- (4) 当調査にかかわるいじめを受けた児童及びその保護者に対し、市教委の指導の下、事実関係等その他の必要な情報をプライバシーに十分配慮し、適切に提供する。
- (5) 自殺が起きた場合の調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

【重大事態対応行動計画】

- (1) 設置者への報告
- (2) 調査組織の設置(第三者の参加)
- (3) 事実関係明確化のための調査の実態
- (4) 情報の適切な提供（いじめを受けた児童及びその保護者）
- (5) 設置者への調査結果の報告
- (6) 調査結果を踏まえた必要な措置

5 その他

- (1) 学校評価の中で、各項目・取組の評価を行う。（保護者アンケート・学校評価 3 部会による評価・学校関係者評価）
- (2) 学校運営協議会、保護者全体会、PTA 役員会等で評価結果を説明し意見を受ける。
- (3) 評価結果を学校だより等で地域、保護者に公開する。
- (4) 情報の適切な提供を行う。（いじめを受けた児童及びその保護者）
- (5) 評価結果を基に見直しを図る。
- (6) いじめ防止に関する校内研修を実施する。
- (7) PTA 総会や学年懇談会、学校 HP 等で基本方針を公表し、趣旨の理解を図る。

いじめ防止学習プログラム神納小プラン

村上市立神納小学校

1 基本的な考え方

- ① 全教育活動を通して、子ども一人一人の「自己有用感」と「人とかかわる力」、「援助希求力」を育てる。
- ② 子どもの変化や危険信号を察知し、迅速に対応する校内体制を整備する。

2 全体計画

子ども一人一人を大切にし、いじめの起こりにくい神納小学校

●育てたい力

思いやりの心

自己有用感

人とかかわる力

教育活動

●人権教育

道徳的実践力の育成

- ・道徳授業の公開
- ・生きるⅠⅡⅢの活用
- ・「きみがいちばんひかるとき」の活用

●チャレンジズム

学校行事への取り組み方

- ・運動会
- ・全校遠足
- ・マラソン記録会
- ・作品展
- ・なわとび記録会
- ・六年生を送る会

●ふわふわ行動

あたたかな人間関係づくり

- ・「思いやりの心をもとう」
- ・「気持ちのよいあいさつをしよう」
- ・「きちんと後片付けをしよう」

●縦割り班活動

異年齢の人間関係の形成

- ・毎日の通学班
- ・清掃
- ・縦割り班遊び
- ・運動会
- ・縦割り班遠足
- ・児童会祭り
- ・なわとび記録会

早期発見・迅速に対応できる校内体制

●子どもを語る会

きめ細かな情報交換

- ・各学期始め子どもを語る会
- ・週に1回（終会時）ミニ子どもを語る会

●問題行動・いじめ不登校対策委員会

組織的な対応

- ・問題行動等対策委員会
- ・特別支援教育推進委員会

●アンケート調査

児童の内面把握

- ・学校生活アンケート
年3回
- ・教育相談
- ・児童の実態の次年度への引継ぎ資料の作成

●学校・学年だより

家庭との連携

- ・神納小学校のやくそく
- ・長期休業のたより